

平成18年9月28日

於 教育委員会室

平成18年9月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成18年9月大和市教育委員会定例会

平成18年9月28日(木曜日)

出席委員(5名)

1番	委員長職務代理者	鈴木健次
2番	委員	奥原美帆
3番	教育長	國方光治
4番	委員	長谷川愛子
5番	委員長	田村繁

事務局出席者

教育総務部長	八木繁和	総務課長	加藤静雄
学校教育課長	小川輝夫	学校教育課 保健給食担当 課長補佐	高橋朝行
指導室長	内澤建治	教育研究所長	伊藤恵子
生涯学習部長	吉野貴子	社会教育課長	曾根博明

書記

総務課庶務
調整担当
課長補佐 岩本信也

日程

- 1 開会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議事

日程第1(議案第31号) 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2(議案第32号) 大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第3(議案第33号) 平成19年度県費負担教職員人事異動方針(案)について

日程第4(議案第34号) 大和市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選任について

- 7 その他
- 8 閉会

開会 午前10時00分

田村委員長 傍聴の方に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明したり、審査に支障を来すことのないよう、念のために申し上げます。

ただ今から、教育委員会9月定例会を開会いたします。
会議時間は、正午までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、1番、鈴木委員、2番、奥原委員にお願いいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。

國方教育長 8月24日以降の主な事項について、報告をさせていただきます。

1点目、9月を迎え各小中学校では運動会が実施されております。5月に5校実施しておりますが、このときはいずれも天候が悪くて順延して実施しました。9月に実施する学校では天候に恵まれまして、予定通り実施されております。30日に3校実施予定ですが、今のところ天候の心配はないようで

す。小学校では若い先生が増えて、先生方が元気に子どもたちと一緒に活動しているとか、中学校では保育園児を招いて実施したとか、中学生が母校の小学校に行って裏方として手伝っているといった話を聞いております。

2点目、8月26日に大和市の総合防災訓練がございました。これは、各小中学校を持ち回りで行っているわけですが、今年度は大和小学校が会場でありました。市の総合防災対策本部を臨時に設置する訓練等が中心でしたが、大和小学校の自主防災組織の職員が参加し、器具の取扱い訓練等を行っております。

3点目、8月27日に第48回市民総合体育大会が開催されました。種目は19種目、そのうち2種目はオープン参加でございます。昨年から1日開催に変わっております。

今後の予定になりますが、本日、大和東小学校で地域安全マップ作りが行われます。今までも地域の自治会やPTAの方が学区を回って危険箇所を地図に落とししていくといった防犯安全マップは作られていたわけですが、今回は立正大学の先生方や学生さんに指導者として参加していただいて、子どもたちが学区において自分たちの目でこれは危ないなというところを見つけ、それを地図に記入していくという活動になります。私も地図作りのところから参加したいと思っております。大和市防犯協会が主催で、それに教育委員会や大和東小学校が協力して実施することになっております。

最後に、第3回市議会定例会の報告をさせていただきます。9月6日に文教市民経済常任委員会が開催されました。これは、教育委員会8月定例会で審査していただきました決算審査が中心でございました。それ以外に私学助成の陳情がございました。それから、一般質問が19日から21日まで3日間実施されまして、今回は22人の方が質問に立たれ、そのうち10人が教育関係でございました。

今回の特色として、8月29日の夕刊一面に「全小学校で放課後教室」という大きな記事がございまして、窪議員、高久議員、伊知地議員の3名からこれに関する質問がございました。これは今後大きな動きになってくると思しますので、少しお時間をいただいて、この新聞記事の内容等について先に説明させていただきたいと思えます。

平成18年6月に「新しい少子化対策」というのが政府から示されました。その具体的なものとして、8月29日の夕刊に「放課後子どもプラン」というものが報道されました。文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省所管の放課後児童クラブを各市町村で一体的に実施するという内容です。具体的に申し上げますと、平成19年4月から全国すべての小学校で実施するもので、現行の放課後児童クラブと違って、全児童を対象にし、原則として学校の教室や体育館あるいは校庭を使って活動していくものです。放課後の一定時間を無料でお預かりするというシステムです。共働きなどの家庭については、さらに時間を延長しますが、この部分については有料になると思えます。指導者としては、退職教員やボランティアを募っていく。そして、どのような人を集めどう活動をするのかという企画者として、コーディネーターを小学校に配置していくということです。そのための経費として、国・県・市がそれぞれ3分の1ずつを負担する。初年度予算としては概ね1,000億円で、国が330億円、県が330億円、市町村が330億円負担するということです。

4月実施といいますと、時間もございません。こういう大きな変化を急に提示されたわけございまして、神奈川県としても急遽第1回目の説明会を開催いたしました。本市からも参加させていただきましたが、国の方針の説明であって、県としてどうするのかというものが定まっておりません。大和市としても、内部的に組織を立ち上げて、何が必要かを検討することになりましたが、現時点では具体的なものをお示しする段階にはありません。

この新しい制度を大和市に導入してまいりますと、これまで大和で行っ

ておりました放課後児童クラブあるいは民営の児童ホームとの整合性を持たせるということも当然必要になってまいります。教育委員さんにはこれまで、児童ホームの条例化をしていきたいということで、説明をさせていただいたわけでございますが、ここで条例化をしたとしても、新しい制度が入ってくると、それに応じた改正をする必要性が出てまいりますので、新しい制度と現在の児童ホームや放課後児童クラブとの整理ができた状態での条例化になるだろうと思っております。質問をいただいた3名の議員に対しては、今ご説明したような内容でお答えをさせていただきます。

それから、池田議員から埼玉県ふじみ野市で起きたプール事故に関連して、本市ではどういう体制をとってきたのか、また事故後の緊急対応はどうしたのかといったご質問をいただきました。本市でも、事故の直後に調査をし、安全は確保されていたという答弁をさせていただきます。

出浦議員からは、台湾少年工に関してということで、台湾亭というものが泉の森の中にあるわけですが、その管理に関連して学校での学習の機会はあるのかというご質問でございました。これは、「やまと」という歴史の副読本を小中学生に配っているわけですが、その中に記載されていますという答弁をしました。

中丸議員からは、BDF（バイオディーゼル燃料）と指定管理者制度についてのご質問がございました。指定管理者の導入効果に関しては、スポーツセンターを例にして、開催曜日の拡大とか、そういった内容について充実が図られていますというお答えをさせていただきます。

古沢議員からは、教職員のメンタルヘルス、不登校対策、トイレ改修、行政無線の活用についてのご質問をいただきました。最近、教職員に限らず、精神的な疾患で休職するケースが増えているということで、本市の教職員はどうなのかというお尋ねがございました。平成17年度に本市でも9の方が療養休暇を取られている実態をお答えしております。行政無線の活用については、夏季休業中の一定期間、試験的に行政無線を使って、子どもたちに外出時の注意あるいは帰宅を促すことをしたのが大変好評だったので、もう少し活用できないかということでした。本来防災行政用無線は「緊急時の使用」という制約がございますので、担当と協議し、活用を検討したいというお答えをさせていただきます。

青木議員からは、2学期制導入に関して導入するまでの経緯と現在の状況についてのご質問がございました。これもまだ成果が目に見える時期ではございませんので、学校を訪問したときの印象として、教職員の意識が大きく変化し出して、そのことが子どもたちにいい意味ではね返っているでしょうというお答えをさせていただきます。

吉川美和議員からは、不登校対策が中心でありました。中1ギャップ、それから9月ギャップというのがあるということで、小学生から中学生になるときに大きく不登校の数が増える。また、夏季休業が終わって9月になったときにまた増えるということです。そういうのはなくそうということで、県教委で担当者を集め、取り組みの指示をしたわけでございますが、それを受けてどうなのかというご質問でございました。

大波議員からは、学校トイレの改修についてのご質問をいただきました。トイレに行きたがらない子どもたちをどうとらえていくかということでございました。また改修計画等のご質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

以上でございます。

教育長の報告が終わりました。何か質疑がありましたら、お願いします。

8月27日に行われた市民総合体育大会について、質問をさせていただきます。

昨年から1日開催ということになりまして、出場種目のかけ持ちができて

田 村
委 員 長
奥原委員

いた選手が1日開催によりかけ持ちができなくなったということで、体育振興会の方たちも選手を倍集めなければいけないということでとても苦労したというお話をお聞きしました。しかし、逆に考えれば、今まで出られなかった方が新たにこの大会に出られるようになったと思います。

それを踏まえてですが、毎回同じ方が参加している状況もありますので、参加されている方の年齢層がもしおわかりになればお聞かせください。

また、参加される地区によって出場できている種目と全く出場していない種目というのがございまして、去年優勝したチームが今年では出場していないために優勝旗の返還ができなかったという種目もございました。体育振興会の方も頑張っておられるとは思いますが、バランスよく選手を集めている地区ではどのように選手を集めているのかをお聞かせください。

吉野
生涯学習
部長

スポーツ課長が出席しておりませんので、私からお答えさせていただきます。

参加者の年齢層及び地区でどのような選手の集め方をしているかについては、詳細な把握はしておりません。

しかし、今回いろいろな課題が見えてきました。例えば、ある種目で勝ち上がって出場を決めたところがキャンセルしてきました。理由はほかの大会に出なければいけないからだということでした。また、地区内で選手が見つからないということで、ほかの地区からお願いして出場していることも明らかになりました。これについては、規約上は相手チームからの指摘がなければ失格にならないということで、お互いにその辺は承知のうえで進めてきている部分もあります。今年はバスケットボールの不参加が11地区のうち5地区ありました。西鶴間地区が2年続けて優勝していますが、それは全種目にエントリーしていたことが功を奏して優勝につながったのかなといった思いもありますが、選手探しはどこの地区も非常に大変なようでございます。

いろいろな課題がありますので、今後どうあるべきかの検討をしまいたいと思います。

田村
委員長
長谷川
委員

では、よろしくお願ひします。

ほかにどうでしょうか。

放課後子どもプランについてですが、準備する時間が短く、本当に差し迫っていると思います。市の教育委員会内での準備体制などをお聞かせください。

曾根
社会教育
課長

青少年センター館長が欠席しておりますので、私からお答えさせていただきます。

放課後児童対策の件ですが、先ほど教育長が申し上げましたように、県でも具体的にどうしていったらいいかということがはっきりわかっていません。ただ、市として一番問題となりますのは、公営、民営のそれぞれ放課後児童クラブなり児童ホームなりといった現に機能している部分との整理が不可欠となります。具体的に市としてどう取り組んでいくかということに関して、生涯学習部と教育総務部との間で早速協議する場をつくりまして、検討していくという状況でございます。差し当たって問題点を洗い出して、どのようにその問題点を整理していくかを考えているところです。

吉野
生涯学習
部長
長谷川
委員

補足させていただきますが、新聞報道では、現在実施しているものを全部これに切りかえるように受けとめています。県の説明会で、今実施しているものは尊重することが確認されています。

この件に関しての所管は、児童ホームを担当しているということで、生涯学習部になるのでしょうか。

吉野
生涯学習
部長
田村
委員長

とりあえず、生涯学習部で動き出していますが、受け皿は学校になりますので、学校を無視して決められません。教育総務部と協議しながら進めていくことになると思います。

十分連携をとっていただきたいと思います。

ほかにどうでしょうか。

鈴木
委員長職務
代理者

まず、学校のトイレの件について述べさせていただきます。人間は極めて精神的な高尚な活動もしますが、食べたものは出てくるというのはどんな人間であっても同じで、そういうことをきちんと認識させていくことも大切なことではないか。もっとトータルに人間というものの捉える教育の一環としてこういうことも考えていったらいいのではないかと思います。

それから、学校で放課後も子どもを預かるということも、今の社会の現状から考えるとありがたいことではあると思いますが、5時まで学校にとどめるとその後子どもが自由に自分たちで遊ぶ時間というのが事実上ないわけです。子どもが自主的に好きな友達と遊ぶ時間を大切にするということも考えていかないといけないと思っております。

取りとめのないことで、お答えを求めるのはどうかという気もしますが、方向として、事故が起きないようにとか、子どもがこうならないようにというご配慮は大変ありがたいと思いますが、何か人間のとらえ方として、多少の偏りはないのか、ご感想みたいなものがありましたらおっしゃっていただければと思います。

田村
委員長

学校のトイレに関しては、学校としては、朝ご飯を食べたら、トイレに行って学校へ行きなさいという指導は従来からしているわけですが、時間がないということでそのまま学校に駆け込んで来て、本当はトイレに行きたのに、時間がかかると、友達から「お前、大でもやってきたのか」と言われるから嫌だということがあります。ですから、そういうのは意識の問題と生活習慣上のしつけの問題との両面をうまくやっていく必要があります。それから、トイレが汚いから嫌だという話は古い学校でよく聞かれます。何か暗い汚いところに座っているのが嫌だということです。明るいトイレにすることと、先ほど鈴木委員がおっしゃったように、生理現象についてはとやかく言わないような教育はやっぱり必要なと、私自身は思っています。

そういうことで、ぜひ環境面と子どもの心の面でのご指導をお願いしたいと思っております。

長谷川
委員

ほかによろしいでしょうか。

防災行政用無線の活用件ですが、活用させてくださいということをする前に、防災行政用無線の実態を把握する必要があると思っております。何故かという、非常に聞きづらい地域があります。また、商業施設とかにいてまったく聞いていない人もいます。そういう実態調査などがありましたら、お聞かせください。

八木
教育総務
部長

非常に聞きづらい地区があるということは、これまでも議会の一般質問にも出ております。当日の風向きや建物がどのように建っているかによっても違うという状況がありますので、「もし防災行政用無線が鳴っていることに気がついたら、申し訳ありませんがご自分から外へ出て聞ける場所へ行ってもらえませんか」といったお答えをしているのが実情です。それと合わせまして、大和ではFMを使っております。ですから、「防災行政用無線に流す内容は即FMやまとも流しておりますので、ぜひFMやまともをご活用ください」ということをお答え申し上げています。全体として何割が聴取できるのか、市域全体で何%までカバーできているのかということまでの詳しい数字はないと聞いております。

活用する側として、所管部署と調整しながら、今後より効果的な方法を用いて使っていきたいと思っております。

田村
委員長

ほかによろしいですか。

ほかにはないので、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第1（議案第31号）「大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。加藤総務課長。

加藤

この改正の理由につきましては、平成14年5月29日、特別法で地方公

総務課長

共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律というものが施行されております。それを受けまして大和市は新たに条例をつくりまして、大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例というものが10月1日から施行されます。これに伴いまして、大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正するという事です。端的に申し上げますと、この規則の第9条で、教育委員会に正規職員以外に期限付で任用されている臨時職員あるいは非常勤職員がいますが、そういう職員から期限付任用職員を明確に区別するための除外規定です。もっと簡単に言いますと、現状、非常勤職員、嘱託職員がいますが、今回新たに条例が施行されることによって、それらとは別に期限付正規職員を最長5年間の任期で、採用することができるようになります。それをこの大和市教育委員会の規則で定めまして、きちんとそこを区別するという規則改正でございます。市長部局規則も同じようなかたちで改正します。

田 村
委員 長
奥原委員

細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございますか。

では、私から1つ質問させていただきます。

今回新たに条文に入りましたものは、大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年大和市条例第21号)のそれぞれ第2条、第3条、そして第4条と新しくつけ加えられているのですが、この第2条から第4条の内容について、お聞かせください。

加 藤
総務課長

2条、3条、4条すべて任期付職員ですが、まず第2条関係につきまして、特定任期付職員あるいは任期付職員、これは専門職の職員を指しております。簡単に申しますと、高度の専門知識またはすぐれた識見を有する者あるいは高度の知識経験を有する者というのが2条に該当する職員でございます。例を挙げますと、訴訟事件の対応や資金運用業務等に従事する職員を指します。

第3条につきましては、これは任期付職員の一般の方です。具体的に言いますと、一定の期間内に終了する業務または一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事する職員を指します。

第4条につきましては、任期付の短時間勤務ということで、1日6時間勤務という条件での採用職員を指します。

鈴 木
委員長職務
代理者
加 藤
総務課長

今のご説明で私も大体わかりました。ただ、あえてこのような規則を設けて、今までのように臨時とか非常勤ではなくて、期限がついていても正規の職員として採用する目的について、お聞かせください。

短時間での採用は別として、やはり業務が複雑化しているなかで、より専門的な知識を導入して効率的な行政を行うということがあると思います。ただ現実的にどの程度採用していくかについては未知数です。

鈴 木
委員長職務
代理者
加 藤
総務課長
田 村
委員 長

現在既に臨時または非常勤の職を得ている人の中から採用することもあり得ますか。

基本的には別だと思いますが、第4条の短時間の職員に関してはそういうこともあるかもしれません。

ほかにないでしょうか。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第31号について採決いたします。

本件の原案に対しご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということでございますので、議案第31号は可決いたしました。

続いて、日程第2(議案第32号)「大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。加藤総務課長。

加 藤
総務課長

現行規則の第2条第4号中の「及び休息时间」を改正案で削除するというものでございます。大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例が9月議会で一部改正になっております。内容は休息時間を廃止するものです。それを受けてこの大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則も改正するものでございます。

簡単に申し上げますと、地方公務員の場合、勤務条件については労働基準法の適用あるいは人事院規則等で定められております。それを受けて条例で決めるのですが、労働基準法には休息時間の規定はございません。ですから、民間企業では休息时间というのは存在しません。公務員の場合は、人事院規則の中で休息時間が認められていたのですが、今年の7月1日に人事院規則が改正され、休息時間が廃止されました。その関係で市の方も条例でそれを削除しました。それを受けてこの規則の中から「及び休息时间」を削除するという内容でございます。

田 村
委員長
加 藤
総務課長

ちなみに、休憩時間と休息时间とありますが、念のため、休息时间というのは一体どんなものであったのかをお聞かせください。

単純に言いますと、休息時間は正規の勤務時間に含まれます。それは給与の支給対象にはなっているのですが、法律上の権利としては保障されていません。先ほど言いましたように、労働基準法にはそういう法律の定めはないということです。しかし、公務員の場合には、人事院規則の中で決められていたので、15分の休息時間が一応認められていたということです。これまでは、午前中の勤務時間は8時半から12時で、12時から午後1時までの間に15分間の休息時間と45分の休憩時間がありました。それが10月1日からは、12時15分までが午前中の勤務時間となります。そして12時15分から1時までが休憩時間で、午後1時から5時15分までが午後の勤務時間となります。そうすると、午前中が3時間45分、午後が4時間15分で、計8時間の勤務時間となります。

何か質疑、意見はございますか。

田 村
委員長
長谷川
委員長
加 藤
総務課長
田 村
委員長

この件は、単独調理校の調理員さんや共同調理場の職員にも適用されるのでしょうか。

市の職員は皆適用されますので、単独調理校の給食調理員と共同調理場の場長と栄養士も例外ではありません。

ほかにもございますか。

ほかにはないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第32号について採決いたします。

本件の原案に対しご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということでございますので、議案第32号は可決いたしました。続いて、日程第3(議案第33号)「平成19年度県費負担教職員人事異動方針(案)について」を議題といたします。

細部説明を求めます。小川学校教育課長。

小 川
学校教育
課 長

平成19年度県費負担教職員人事異動方針(案)につきましては、人事異動の方針、それから本市の実施要領ともに昨年度と大きく変わることはありません。

大和市公立学校県費負担教職員人事異動方針につきましては、例年どおり、県の方針に倣っております。大きく3点ございます。1、適材を適所に配置する。2、教職員の編成を刷新強化する。3、全県の視野に立って、広く人事交流を行う。

次に平成19年度大和市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領についてです。

1、異動の時期。採用、配置換え及び昇任は1日付け、退職は年度の末日で行うことを原則とする。

2、転任及び配置換。その中の(2)異動に際しては、教育効果の向上を図るため、性別、年齢、資格、勤続年数等からみて学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。(4)教育効果を高めるため、原則として、同一校勤続3年以内の者は異動の対象としない。(5)同一校に多年勤務する者については、その能力と適性を考慮して積極的に異動を行うものとする。この場合、原則として同一校勤続8年を基準として異動の対象とする。(6)中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする

3、採用。(1)面接を行い、人物について十分把握する。(2)所有免許状について確認する。(3)現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認する。

4、昇任。(1)校長の任用。ア、学校種別にとらわれず、新進気鋭にして、人物・識見・能力・勤務成績・健康度等の優秀な者を任用するものとする。イ、県教育委員会の定めるところにより、候補者の選考及び異動の調整を行うものとする。

(2)教頭の任用は、校長に準じて行う。

次に平成18年度教職員人事概要についてです。1、教職員数、これは平成18年5月1日現在の定数ですが、総数は、小学校で616人、中学校で316人です。校長・教頭が小学校38、中学校17となっておりますが、これは1校、現職教頭が亡くなりまして、後任教頭が5月1日時点では発令されていなかったため、現在は18になっております。

2、男女・年齢別ですが、小学校におきましては女性が71.6%を占めております。年齢的に見ますと、小学校の場合は55歳以上の教職員が126名と一番多くなっております。中学校におきましては、男性が56.7%、女性が43.3%と、やや男性の方が多くなっております。年齢層でいいますと、45歳から49歳までが74名と一番多くなっております。

3、同一校多年勤務者は、10年以上、小学校2名、中学校8名です。

4、平成17年度末異動状況につきましては、辞職者は小学校18名、中学校5名の計23名で、昨年より10名減少しております。これは定年退職・勸奨退職の減によるものでございます。

5、新採用教職員数の推移。小学校において昭和60年度に採用がゼロ、中学校ですと平成11年度に採用がゼロという年がありますが、平成16年度は小学校と中学校を合わせて36名、平成17年度は39名、平成18年度は42名で、平成15年度から比べると新採用者はかなり増加しております。

6、免許教科外教科担任数、これは本年度は2校2教科とかなり減少しました。

7、児童・生徒・教職員数等の推移については、昨年も説明しましたが、小学校の児童数につきましては、昭和56年度の2万900人がピークで、それからずっと減少傾向に転じまして、平成10年の1万1,163人となりましたが、以後微増を続けております。中学校の生徒数につきましては、昭和61年度をピークにその後減少傾向に入りまして、平成15年度に5,059名となり、以後微増しております。

今後の推計ですが、現時点では平成24年度までの推計が出ていますが、小学校につきましては、平成24年度で1万2,518人、学級数は406、中学校につきましては、平成24年度で6,325人、学級数は188クラスとなっております。

細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたら、お願いします。

同一校多年勤務者で、最長の方は何年であるかを教えてください。

田 村
委員 長
長 谷 川
委 員

小川
学校教育
課長
奥原委員

最長は10年でございます。なお、この中学校8名のうち、3年生を担当している者は7名でございます。残り1名は現在休職中でございます。

平成18年度の児童・生徒、教職員等の推移を見て、少子化と言われているなか、大和市は微増といえども子どもたちが増えているというのはとても活気が出てきていいことだと思いました。その反面、先生方の年齢別の推移を見ると、小学校では50歳以上の方がほとんどであり、また中学生の場合は45歳以上あるいは50歳以上という方が多いということで、ベテランと言われるような方たちがこの先どんどん退職してしまうことを考えると、児童生徒数は増えるのに、経験が豊富な先生がどんどん少なくなっていくと思います。その分新しい若い先生が増えるということですが、先生というのは経験をもとに子どもたちの指導に当たることもあるので、子どもたちが増えてくると、先生たちはこれから大変になると思います。子どもたちのゆとりというのもわかるのですが、子どもたちを教える先生のゆとりというのもこれからは考えていかなければいけないのかなと思いました。

話は変わりますが、要領の2の(8)で、「小・中学校と高等学校、特殊教育諸学校との相互間の異動については、別に定める」とあります。この「別に定める」というのが、大和市で定めているのか、それとも県の教育委員会では定めているのかを確認させてください。

県立学校等への異動に関しましては、県の方で実施要領等がございます。

小川
学校教育
課長
田村委員
鈴木木
委員長職務
代理者
小川
学校教育
課長
田村
委員長

ほかございますか。

人事異動方針及び人事異動実施要領の中で、今年度特に重点的な方針として盛り込まれたものがあるのか、ないのか、変わっているところはどこのかを確認させてください。

具体的には、ほとんど昨年と変わっておりません。現在県の方で進めております総括教諭、現在、移行期間でございますが、完全配置が済みましたら、それらを入れることを考えております。

私から意見・要望を述べさせていただきます。

人事については、教育長以下、大変ご苦勞の多い分野で、中身を知りつつも言うわけですが、ここに書いているような理想的な配置がなかなかできないのが現実でございます。特に、先生方の希望優先制をとっておりますから、人事異動が難しいのは学校教育課長がいちばんご存じだと思います。そこで要望ですが、一般教員の異動で、1回出てまたもとの学校に戻っている教員が何人もいます。公平という観点から言っても、できるだけ全市内の地域を経験していただくことでお願いしたいと思っております。

それから、大和市の場合は、年齢的にベテランの教員が多く、今後若手が大量に入ってくる関係から、新進気鋭の若手をどこの学校に配置するかは重要事項です。若手の指導体制、研修体制を整え、若い教員をいい方向で育てていただきたいと思っております。

この件についてはよろしいでしょうか。

ほかはないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第33号について採決いたします。

本件の原案に対しご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということでございますので、議案第33号は可決いたしました。

続いて、日程第4は人事案件でございますので、非公開にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 異議なしということでございますので、日程第4は非公開といたします。
委員 長 関係者以外の方はしばらく退室をお願い申し上げます。
暫時休憩とします。

休憩 午前10時57分
再開 午前11時00分

田 村 再開いたします。
委員 長 日程第4（議案第34号）「大和市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選任について」を議題とします。

加 藤 細部説明を求めます。加藤総務課長。
委員 長 大和市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、9月30日をもって現委員長及び委員長職務代理者の任期が満了となるため、新たに選任をお願いするものでございます。

田 村 なお、委員長選任については、大和市教育委員会委員長及びその職務代理者の選任規則第2条で、無記名投票により行うことが規定されております。

委員 長 細部説明が終わりました。何か質疑、ご意見はございますか。
特にこの件については質疑はないですね。
それでは、委員長及び委員長職務代理者の選任についていかがいたしましょうか。

長 谷 今、細部説明でもご説明いただきましたが、無記名投票という規定がござい
川 ますが、大和市教育委員会会議規則第36条には、地方自治法の準用規定
委 員 があり、指名推薦の方法をとることもできるとあります。この指名推薦の
方法をとることが適当だと思いますので、私よりその動議を提出させていただきます。

田 村 ただ今長谷川委員から指名推薦での選出の動議がございました。直ちにこれ
委員 長 を先議いたします。長谷川委員から提出された動議について、ご異議ござ
いせんか。

（異議なしの声）
田 村 異議なしということでございますので、指名推薦の方法で行うことといた
委員 長 します。

指名の方法及び指名者を誰にするかをお諮りいたします。
（「委員長に一任」の声）
委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声）
では、委員長の指名を長谷川委員をお願いして、新委員長に指名された方
に委員長職務代理者の指名をしていただきたいと思います。

なお、指名された方を当選人とすることにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

異議なしということでございますので、長谷川委員に委員長の指名をお願い
いたします。

長 谷 それでは、指名させていただきます。
委 員 委員長を鈴木委員をお願いしたいと思います。
田 村 委員長には鈴木委員ということで決しました。
委員 長 それでは、鈴木委員から委員長職務代理者の指名をお願いいたします。
鈴 木 奥原委員をお願いしたいと思います。

委員 長 職務代理者には奥原委員と決しました。
田 村 ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時10分
再開 午前11時20分

田 村 再開いたします。

委員長

議案第34号の審議の結果について報告いたします。

次期教育委員会委員長に鈴木委員、委員長職務代理者に奥原委員と決定いたしました。

それでは、新委員長になられる鈴木委員からご挨拶をお願いします。

鈴木
委員長職務
代理者

先日発足した安倍内閣を見ますと、文部科学大臣は大物だと言われていすし、首相補佐官にも教育再生担当というのが配置されました。本日の教育長報告などをお聞きしても、市議会での一般質問の約半数が教育に関わっているということで、今非常に教育に対する関心が高まっていることを実感しております。教育委員会そのもののあり方ということについても、どうなるかわからないというのが正直なところで、非常に批判もあるところでございます。この1年の教育改革に対する動向、教育委員会をめぐる議論なども含めまして、いずれ大和市の教育委員会のあり方を踏まえて、委員長のあり方などについてもゆっくりと話し合うということがぜひ実現できればいいと思っております。

個人的には、70を過ぎた人間にこういう大切な役をいただくということは大変光栄に思っておりますし、恐らくこれは私にとって最後の公的な仕事だと思っておりますので、できる限りの努力をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

田村
委員長
加藤
総務課長

それでは、次会からの席次について、加藤総務課長から報告してもらいます。

次会からの席次でございますが、1番、奥原委員、2番、長谷川委員、3番、國方教育長、4番、田村委員、5番、鈴木委員ということでお願いたします。

田村
委員長
高橋
学校教育課
保健給食
担当課長
補佐

続いて、その他に入ります。

各課で報告事項がございましたら、順次報告してください。

それでは、第20回の大和市学校給食展の開催についてご報告申し上げます。

10月27日の金曜日から29日の日曜日までの3日間にわたりまして、イオンショッピングセンター1階のライトコートにて給食展を開催いたします。

本年度は20回目にあたりますが、テーマは「給食だいすき！～もりもり食べて、元気な子～」でございます。今年は20回目の節目の年ということで、特別企画として、「朝食を食べよう」というコーナーを設けます。また、先般9月14日にNHKで全国放映されました番組において、給食の廃食油が本市の塵芥収集車の燃料に利用されたことや、給食残渣の生ごみ処理機の導入についても紹介いたします。

ポスターにつきましては、緑野小学校4年2組の久保雄史さんの作品が選ばれまして、市内の公共施設等94施設に来月初旬に掲示をします。

なお、主催は大和市教育委員会で、内容といたしましては、大和市の給食を紹介したパネル展示、給食指導や調理作業の写真の展示、児童・生徒の給食に関する絵の展示、27日の金曜日にはその日の小中学校の給食のサンプルを展示いたします。その他、食器・調理器具等の展示、家庭で作っていただくための給食レシピ32種類の紹介もでございます。また、朝食に関するクイズなどのコーナー、給食廃油の再利用や生ごみ処理機の導入についての写真の展示やこれによってできる肥料の実物とかBDFの展示などもあります。その他、給食展の冊子の配布や、給食展に関するアンケート調査を実施する予定になっております。

PRにつきましては、ポスターの掲示以外に、給食だより、献立表等を利用いたしまして保護者の方にお知らせします。それから、広報やまとの10月1日号に掲載するほか教育委員会のホームページにも掲載します。それから、27日にはFMやまとの取材が予定されております。

田村

次の報告に移ってください。

委員長
曾根
社会教育
課長

お手元の大和市文化祭一般公募展応募要領というパンフレットをもとに報告させていただきます。

文化祭は一般公募展と芸術文化関係の団体の発表会とで構成されておりますが、一般公募展について、従来ですと、書道・絵画・写真と、それから文芸部門として短歌・俳句・川柳という6部門で実施していましたが、今回は実施の方法を一部変えまして、文芸3部門に関しては、来年の3月中旬、ちょうど郷土民家園で河津桜が咲く頃に実施したいと思っております、今回の一般公募展は書道、絵画、写真の3部門というかたちで行われます。

10月27日から11月3日までが展示期間、11月3日の午後に生涯学習センターの303会議室で表彰式を行います。

それから、各種芸術文化団体の発表会ですが、一応20団体が参加の予定でございます、9月から11月までの間に各団体が各生涯学習センターとか保健福祉センター等を使いまして発表会を行う予定でございます。

それともう一つ、ひびけやまと芸術祭ということで、13団体が参加しまして、「いのちの詩」というテーマで作品の発表と展示を11月3日9時から生涯学習センターで行う予定であります。

ほかに報告事項はないでしょうか。

ほかに報告事項がないようですので、10月定例会の日程をお知らせして、その他を終了させていただきます。

10月定例会は、10月26日木曜日午後1時30分からを予定しております。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

ほかにないようでしたら、これにて教育委員会9月定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時32分

田村
委員長

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成18年 9月28日

署名委員

署名委員

書 記